

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年四月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

路 線 名	富岡入間線
供用開始の区間	飯能市大字阿須字深井八一二番一七地 先から同市大字阿須字深井八一二番一 〇地先まで
供用開始の期日	令和二年四月二十七日 午後三時
備 考	令和元年九月二十七日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第四号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長二一六・二六メー トル